

令和5年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第1331号 著作権侵害差止等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年9月27日

判 決

5 札幌市中央区北一条西一丁目6番地

原 告	株式会社北の達人コーポレーション
同代表者代表取締役	木 下 勝 寿
同訴訟代理人弁護士	安 藤 誠 悟
同訴訟復代理人弁護士	草 薙 平

10 福岡市中央区渡辺通4丁目4番19号 ラ・カーサ薬院401

被 告	u p s c r i p t 合同会社
同代表者代表社員	野 口 栄 一
同訴訟代理人弁護士	竹 岡 裕 介

主 文

- 15 1 被告は、別紙イラスト類対比表の被告イラスト類欄記載 No. 1 及び No. 2 の各イラスト類を複製、翻案、自動公衆送信又は送信可能化してはならない。
- 2 被告は、別紙イラスト類対比表の被告イラスト類欄記載 No. 1 及び No. 2 の各イラスト類に関する画像データを記録した記録媒体から当該データを削除せよ。
- 3 被告は、原告に対し、 円及びこれに対する令和4年8月21日から支払
- 20 済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、1 ないし 3 項に限り、仮に執行することができる。

25 事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙イラスト類対比表の被告イラスト類欄記載の各イラスト類を複製、
翻案、自動公衆送信又は送信可能化してはならない。
- 2 被告は、別紙イラスト類対比表の被告イラスト類欄記載の各イラスト類に関する
画像データを記録した記録媒体から当該データを削除せよ。
5. 3 被告は、原告に対し、 円及びこれに対する令和4年8月21日から支
払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告によるamazon.co.jpの被告の
商品ページへの別紙イラスト類対比表の被告イラスト類欄記載の各イラスト類
10 (以下、番号に従って「被告イラスト類 No. 1」「被告イラスト類 No. 2」「被告
イラスト類 No. 3」「被告イラスト類 No. 4」といい、これらを総称して「被告各
イラスト類」という。)の掲載が、原告が著作権を有する別紙イラスト類対比表の
原告イラスト類欄記載の各イラスト類(以下、番号に従って「原告イラスト類 No.
1」「原告イラスト類 No. 2」「原告イラスト類 No. 3」といい、これらを総称し
15 て「原告各イラスト類」という。)を複製又は翻案したものであり原告の著作権
(複製権又は翻案権及び公衆送信権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害
しているとして、著作権法112条1項に基づき、被告各イラスト類の複製、翻
案、自動公衆送信又は送信可能化の差し止めを求め、同条2項に基づき、被告各
イラスト類に関する画像データを記録した記録媒体からの同データの削除を求
20 め、民法709条に基づく損害賠償金1680万1200円の一部である100
万円(著作権法114条2項に基づく損害賠償金1480万1200円の一部で
ある80万円とこれと予備的に著作権法114条3項に基づく損害賠償金12
万円、著作者人格権侵害の慰謝料100万円の一部である10万円及び弁護士費
用100万円の一部である10万円)及びこれに対する訴状送達の日の日から
25 支払済みまでの民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案
である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、括弧内に掲記した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる。

(1) 当事者等

5 ア 原告は、インターネット等を利用した通信販売事業、化粧品等の企画、製造及び販売等を目的とする株式会社である。(甲1)

イ 被告は、通信販売業等を目的とする合同会社である。

10 (2) 原告は、平成28年4月21日、足用デオドラントクリーム「NO! NO! S M E L L !」(以下「原告商品」という。)の販売を開始した。原告の従業員は、原告商品の販売に際して、原告商品のインターネット広告に用いる目的で、原告の職務命令に基づき、原告各イラスト類を職務上作成した。原告は、遅くとも、平成30年8月30日には、原告各イラスト類を自社のホームページ等に掲載して、原告商品のインターネット広告に使用していた。(甲3、4、弁論の全趣旨)

15 (3) 被告は、令和3年2月3日、靴用デオドラントパウダー「WILL CLENS」(以下「被告商品1」という。)の販売を開始し、同年12月30日、足用デオドラントクリーム「WILL CLENS」(以下「被告商品2」といい、被告商品1と被告商品2を総称して「被告各商品」という。)の販売を開始した。被告は、被告各商品の販売に際して、被告各イラスト類を作成して、被告各商品の発売日から現在に至るまで、被告各イラスト類をモール型ECサイトであるamazon.co.jpの被告各商品の商品ページに掲載し、被告各イラスト類を被告各商品のインターネット広告に使用している。

2 争点

(1) 原告各イラスト類の著作物性

25 (2) 被告各イラスト類の作成による原告各イラスト類の著作権・著作者人格権侵害の不法行為の成否

(3) 差止及びデータ削除請求の可否

(4) 著作権・著作者人格権侵害による原告の損害

3 争点についての当事者の主張

(1) 原告各イラスト類の著作物性

(原告の主張)

ア 原告イラスト類 No. 1

原告イラスト類 No. 1 は、靴のアップー及びソールの断面図を表したイラスト（構成要素①）、裸足の足の側面図を表したイラスト（構成要素②）、構成要素②記載のイラストの下側全体に散りばめられた10滴の水色の水滴により汗を表したイラスト（構成要素③）、構成要素②記載のイラストの下側全体に散りばめられた6つの弧線により蒸れて剥がれた角質を表したイラスト（構成要素④）、構成要素④記載のイラストに付した「蒸れて剥がれた角質」という説明文（構成要素⑤）、構成要素②記載のイラストの下側全体に散りばめられた表情を付した5つの円により菌を表したイラスト（構成要素⑥）、構成要素②記載のイラストから立ち上る波線により足の匂いを表したイラスト（構成要素⑦）、灰色の背景（構成要素⑧）、構成要素①記載のイラストの左上側に「ムレムレ」という擬態語（構成要素⑨）からなり、汗により湿度が高まった結果、蒸れて剥がれた角質が菌の繁殖につながるといふ靴を履いた足の状態を消費者が具体的かつ鮮明にイメージできるよう試行錯誤しながら表現したものである。このように、靴を履いた足の状態を表現するに際しては、足底や水滴のイラストとその説明文をもって表現するなどその表現に選択の幅が認められるところ、原告イラスト類 No. 1 は、1つのイラストのみをもって靴を履いた足の状態を表現できるよう、敢えて構成要素①記載の靴の断面図を表したイラストと構成要素②記載の裸足の足の側面図を表したイラストを組み合わせることにより、はじめてこれを可能としたものである。また、靴の断面図を写實的に表現するなどその表現に選

5 択の幅が認められるところ、原告イラスト類 No. 1 は、そのテーマが飽くまで消費者に靴を履いた足の状態を具体的かつ鮮明にイメージさせるというものであることから、消費者の意識が靴のイラストに集中しすぎないように、敢えて構成要素①記載の靴の断面図を現したイラストをラインアートとして表現することにより、他のイラストとの調和を図った一方、靴と靴下の違いが明瞭に識別できるよう、靴のアッパーのみならず、靴のソールも表現することにより、シンプルなラインアートでありながら、一瞥して靴のイラストであることが理解できるようにしたものである。さらに、原告イラスト類 No. 1 は、構成要素⑧記載のとおり、その背景を灰色とすることにより、その背景のみをもって、靴を履いた足の状態がいかに劣悪な状態になりかねないかという負のイメージをも表現したものである。原告イラスト類 No. 1 は、随所に上記のような創意工夫が凝らされ、作成者の個性が発揮されているから、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に該当する。

15 イ 原告イラスト類 No. 2

原告イラスト類 No. 2 は、原告イラスト類 No. 1 の上側に「約 10 分で靴の中は湿度 100%になります」という警告文（構成要素①）、原告イラスト類 No. 1 の下側に「そのため足が蒸れやすく、垢が出やすいのでニオイの原因である悪玉菌が増殖・活動しやすい環境なのです。」という説明文（構成要素②）、構成要素①の左側に警告サインのイラスト（構成要素③）、原告イラスト類 No. 1 の下側に「靴の中は密閉状態の上、化学繊維素材の靴下やストッキングは汗をほとんど吸収しません。」という説明文（構成要素④）から成り、湿度を表す表現には選択の幅が認められる中で、原告イラスト類 No. 1 に構成要素①記載の斬新な警告文等を組み合わせることにより、原告イラスト類 No. 1 の状態、すなわち上記ア記載の靴を履いた足の状態が僅か約 10 分で起こり得ることを消費者が危機感を持ってイメージできるよう

試行錯誤しながら表現したものであって、作成者の個性が発揮されているから、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に該当する。

ウ 原告イラスト類 No. 3

原告イラスト類 No. 3 は、上段左側に 1 行目及び 2 行目の文字のフォント
5 サイズを 3 行目に比して大きくし、かつ、2 行目の文字に青色及び白色で
グラデーションを施した説明文（構成要素①）、構成要素①記載の説明文の背
景に透かしとして付した足底のイラスト（構成要素②）、上段右側に原告商
品のパッケージ画像（構成要素③）、中段に 1 行目の文字を青色及び白色で
10 グラデーションを施した長方形の枠内において白抜きし、かつ、3 行目の一
部の文字を赤色に着色した説明文（構成要素④）、下段左側に原告商品のリ
ピート率を表したメダル状のイラスト（構成要素⑤）、下段右側に原告商品
の商品名（構成要素⑥）から成り、各構成要素の選択や配列、デザイン等を
工夫することにより、原告商品が足の臭いに効く 4 つの効能効果を網羅して
15 おり、そのリピート率の高さから消費者からも支持が高い商品であることを
消費者が一瞥して明瞭に理解できるよう試行錯誤しながら表現したもので
あって、作成者の個性が発揮されているから、「思想又は感情を創作的に表
現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に該
当する。

(被告の主張)

ア 原告イラスト類 No. 1

原告の主張する内容はいずれも足の臭いを抑える消臭商品について、その
特徴を示す上で、不可避的なありふれた表現であり、創作性があるとはいえ
ず、著作権法上の著作物とはいえない。原告主張の構成要素①は、靴を履い
25 た足の状態を表現するに際しては、横の断面図で示すことはよくある表現で
あり、この点に創作性はない。靴と足の断面図を描く場合には、靴の断面図

をラインアートにしたり、靴のソールを表現することは当然の表現であって、特にこの点に創作性はない。原告主張の構成要素⑧につき、灰色の背景色についても、灰色が原告が主張するような劣悪な状態の足のイメージであるかは不明であるが、仮に一般的にそのようなイメージであれば、それはまさにありふれた表現であって独創的なものとはいえない。特に背景色といった選択の幅が小さい要素に安易に著作権を認めると、自由な表現活動をかえって阻害し萎縮効果を生んでしまう。原告主張の構成要素③の水滴で汗を表現している点は、通常汗を水滴のイラストを使って表現することは一般的であり、創作性がなく、また菌を表した原告主張の構成要素⑥や「ムレムレ」という表現の原告主張の構成要素⑨についても汗によって湿度が高まり、蒸れた角質等による菌の繁殖が進んでいくという事実を表現する上で、通常よくある表現であり、創作性がある物とは到底いえない。以上のとおり、原告イラスト類 No. 1 は創作性があるものとはいえず、著作権法上の著作物とはいえない。

イ 原告イラスト類 No. 2

原告の主張する内容はいずれも足の臭いを抑える消臭商品については当然のありふれた表現であり、創作性があるとはいえず、著作権法上の著作物とはいえない。原告主張の構成要素①は、約10分で靴の中が湿度100%になるという事実を記載したに過ぎず、その内容及び表現に創作性はなく、また原告主張の構成要素②の説明文も単に靴を履いた状態での足の蒸れや垢によって悪玉菌が増殖しやすい環境であるという事実を説明したものに過ぎず、何ら創作性はない。また、原告主張の構成要素③の警告時のイラストもフリー素材でもよくある表現であり、何ら創作性はなく、原告主張の構成要素④も靴の中が密閉状態であること、化学繊維素材の靴下やストッキングが汗を吸収しない事実の説明をしているに過ぎない。仮にこれらの表現に著作物性を認めると、靴を履いた足が蒸れることによって湿度が高まり、そ

の蒸れや垢によって悪玉菌が増殖するという事象や事実を自由に伝達することが困難となってしまう。以上によれば、原告イラスト類 No. 2 は創作性があるものとはいえず、著作権法上の著作物とはいえない。

ウ 原告イラスト類 No. 3

原告の主張する内容はいずれも足の臭いを抑える消臭商品については当然のありふれた表現であり、創作性があるとはいえず、著作権法上の著作物とはいえない。原告主張の構成要素①は、単にフォントサイズを大きくしたり、説明文の色を青色や白色でグラデーションしているものであるが、強調すべき事項のフォントを大きくしたり、太字にすることは強調表現としてよく一般的な手法であり、また、文字のグラデーションも青色と白色というよく使用される一般的な色の組み合わせであり、その配色に何ら創作性があるものともいえない。原告主張の構成要素②の足のイラストや構成要素③の商品のパッケージ画像を載せること自体は商品の広告ページとして一般的なものであり、創作性があるとはいえない。原告主張の構成要素④の赤文字は、強調のために一般的に使用される技法であり、構成要素⑤についてリピート率をメダル上のもので表現することは通販事業ではよくあるものであり、これらは通販事業において、商品を説明し、消費者へ訴求する上で通常使用される広告配置や表現に留まるものであつて、創作性があるとはいえない。以上によれば、原告イラスト類 No. 3 は創作性があるものとはいえず、著作権法上の著作物とはいえない。

(2) 被告各イラスト類の作成による原告各イラスト類の著作権・著作者人格権侵害の不法行為の成否

(原告の主張)

ア 同一性

(ア) 被告イラスト類 No. 1

被告イラスト類 No. 1 は、靴のアッパー及びソールの断面図を表したイ

ラスト(構成要素①)、裸足の足の側面図を表したイラスト(構成要素②)、
構成要素②記載のイラストの下側全体に散りばめられた10滴の水色の
水滴により汗を表したイラスト(構成要素③)、構成要素②記載のイラスト
の下側全体に散りばめられた6つの弧線により蒸れて剥がれた角質を
表したイラスト(構成要素④)、構成要素④記載のイラストに付した「蒸
れて剥がれた角質」という説明文(構成要素⑤)、構成要素②記載のイラスト
の下側全体に散りばめられた表情を付した5つの円により菌を表した
イラスト(構成要素⑥)、構成要素②記載のイラストから立ち上る渦巻
線により足の臭いを表したイラスト(構成要素⑦)、灰色の背景(構成要素⑧)
から成り、構成要素⑥記載の菌の形状、構成要素⑦記載の線の形状、
原告イラスト類No. 1の構成要素⑨記載の擬態語の有無等若干の相違がある
ものの、これらはいずれも全体からすると微差である一方、被告イラスト
類No. 1の各構成要素が原告イラスト類No. 1の構成要素①ないし⑧と
ほぼ共通している以上、全体として原告イラスト類No. 1の表現上の本質
的な特徴の同一性を維持するものといえる。原告イラスト類No. 1の画像
に、被告イラスト類No. 1の不透明度を60%とした画像を重ね合わせると、
各構成要素の大きさや配置はほぼ共通していることから、被告イラスト
類No. 1が、原告イラスト類No. 1の表現上の本質的な特徴の同一性を
維持していることは明らかである。したがって、被告イラスト類No. 1
は、原告イラスト類No. 1の内容及び形式を覚知させるに足りるものか、
少なくとも原告イラスト類No. 1の表現上の本質的な特徴を直接感得する
ことができるものである。

(イ) 被告イラスト類No. 2

被告イラスト類No. 2は、被告イラスト類No. 1の上側に「約10分で
靴の中は湿度100%になります」という警告文(構成要素①)、被告イラスト
類No. 1の左側に「足は蒸れやすく、垢が溜が出やすいのでニオイ

の原因である悪玉菌が増殖、繁殖しやすい環境なのです」という説明文（構成要素②）から成り、上記ア記載の相違点に加え、原告イラスト類 No. 2 の構成要素③記載の警告サインの有無、原告イラスト類 No. 2 の構成要素④記載の説明文の有無等若干の相違があるものの、これらはいずれも全体からすると微差である一方、被告イラスト類 No. 2 の各構成要素が原告イラスト類 No. 1 の構成要素①ないし⑧、原告イラスト類 No. 2 の構成要素①及び②とほぼ共通している以上、全体として原告イラスト類 No. 2 の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものといえる。したがって、被告イラスト類 No. 2 は、原告イラスト類 No. 2 の内容及び形式を覚知させるに足りるものが、少なくとも原告イラスト類 No. 2 の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものである。

(ウ) 被告イラスト類 No. 3 及び No. 4

被告イラスト類 No. 3 及び No. 4 は、上段左側に 1 行目及び 2 行目の文字のフォントサイズを 3 行目に比して大きくし、かつ、2 行目の文字に青色及び白色でグラデーションを施した説明文（構成要素①）、構成要素①記載の説明文の背景に透かしとして付した足底のイラスト（構成要素②）、上段右側に被告各商品のパッケージ画像（構成要素③）、中段に 1 行目の文字を青色及び白色でグラデーションを施した長方形の枠内において白抜きし、かつ、3 行目の一部の文字を赤色に着色した説明文（構成要素④）、下段左側に被告各商品のリピート率を表したメダル状のイラスト（構成要素⑤）、下段右側に被告各商品の商品名（構成要素⑥）から成り、各構成要素の大きさや配置、説明文の内容等若干の相違があるものの、これらはいずれも全体からすると微差である一方、被告イラスト類 No. 3 及び No. 4 の各構成要素が原告イラスト類 No. 3 の各構成要素とほぼ共通している以上、全体として原告イラスト類 No. 3 の表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものといえる。したがって、被告イラスト類 No. 3 及び No. 4

は、原告イラスト類 No. 3 の内容及び形式を覚知させるに足りるものか、少なくとも原告イラスト類 No. 3 の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものである。

イ 依拠性

被告は、原告と同様に通信販売業を営んでおり、また、原告商品と被告各商品がいずれも靴を履いた足の臭いに悩む消費者を顧客層とするものであり、互いに競合する関係にある。原告各イラスト類は、遅くとも、平成30年8月30日には原告のホームページ等に掲載されたものであり、少なくとも被告各商品の発売日以前に作成されたものであることに加え、原告商品が楽天市場における楽天ランキング1位を獲得するなどデオドラントクリームとして知名度が高かったことからすると、被告が原告商品のインターネット広告を目にする機会は多かったものと考えられる。被告各イラスト類の各構成要素は原告各イラスト類の各構成要素とほぼ共通しており、これらが偶然の一致とは考え難く、このことは、原告商品と被告各商品のパッケージが複数の水色の円から成る模様等において類似していること、原告各イラスト類と被告各イラスト類以外の広告素材の構成要素も共通していること、原告商品以外の原告が販売している商品と被告各商品のパッケージも商品名と幾何学模様を組み合わせるなど類似していること等からもいえる。したがって、被告各イラスト類は、原告各イラスト類に依拠して作成されたものである。

(被告の主張)

ア 同一性

否認ないし争う。原告各イラスト類と被告各イラスト類にはいずれも相違がある以上、同一性があるとはいえない。

イ 依拠性

否認ないし争う。原告主張の各構成要素は、商品説明において通常使用さ

れる表現であり、かつ、原告と被告の商品は足の消臭に関する商品として類似していたものであって、その広告表現が似ていることは商品の特性上当然であり、それをもって被告各イラスト類が原告各イラスト類に依拠したとはいえない。

5 (3) 争点(3) (差止及びデータ削除請求の可否) について

(原告の主張)

10 被告は、被告各商品の販売に際して、現在も、被告各イラスト類をamazon.co.jpの被告各商品の商品ページに掲載し、被告各イラスト類を被告商品のインターネット広告に使用している。よって、原告は、被告による著作者人格権侵害行為の停止又は予防のために、被告に対し、被告各イラスト類の複製、翻案、自動公衆送信及び送信可能化の差止めを求める必要があり、また、被告各イラスト類に関する画像データを記録した記録媒体から当該データの削除を求める必要がある。

(被告の主張)

15 否認ないし争う。仮に、原告各イラスト類に著作物性が認められるとしても、差止めをするほどの権利侵害が切迫しておらず、事後的な賠償でも十分回復可能である。

(4) 争点(4) (著作権・著作者人格権侵害による原告の損害) について

(原告の主張)

20 ア 逸失利益

25 (ア) 原告は、被告同様、インターネット等を利用した通信販売事業、化粧品等の企画、製造及び販売等を目的とする株式会社であり、また、原告商品と被告各商品がいずれも靴を履いた足の臭いに悩む消費者を顧客層とするものであって、互いに競合する関係にあり、被告が、被告各イラスト類を広告に利用して、原告商品の広告である原告各イラスト類に対する著作権侵害行為を行うことで、被告各イラスト類を見た原告商品の購入者又は

潜在的購入者の一部をして被告各商品を購入せしめ、原告商品の売り上げが減少することが想定できるから、著作権法114条2項により、被告が被告各イラスト類を作成して広告に利用してからの被告各商品の売り上げは、被告の著作権侵害行為による原告商品の売り上げの減少による損害と推定される。

(イ) 損害額

a 単価

被告商品1の定価(税込)は2059円であり、被告商品2の定価(税込)は2000円である。

b 販売数

被告は、被告各商品の発売日から現在に至るまで、少なくとも、被告商品1を8500個、被告商品2を500個販売しているものと推測される。

c 利益率

被告各商品の利益率は、いずれも80%を下らないものと推測される。

d 損害額

被告は、以下のとおり、被告の著作権侵害行為により、被告商品1について少なくとも1400万1200円の利益を、被告商品2について少なくとも80万円の利益を得ており、原告の損害額は、著作権法114条2項により、1480万1200円と推定される。

(計算式)

$$2059 \text{円 (単価)} \times 8500 \text{個 (販売数)} \times 0.8 \text{ (利益率)} = 1400 \text{万} 1200 \text{円}$$

$$2000 \text{円 (単価)} \times 500 \text{個 (販売数)} \times 0.8 \text{ (利益率)} = 80 \text{万円}$$

イ 使用料相当損害金

仮に、著作権法114条2項による請求が認められないとしても、原告には使用料相当の損害金が発生している。イラストレーター協会の「広告イラスト」の料金表によれば、原告各イラスト類に近い「ウェブ トップページのメインビジュアル」の料金のうち最も安いものであっても3万円であるから、著作権法114条3項により、被告が原告各イラスト類を使用したことにより原告が被った損害額（同項に基づく著作権の行使につき受けるべき金銭の額）を算定すると12万円となる。

（計算式）

$$3 \text{ 万円（単価）} \times 4 \text{ 点（個数）} = 12 \text{ 万円}$$

ウ 慰謝料

原告は、被告の行為により、同一性保持権を侵害され、人格的利益を害されたところ、その慰謝料額は100万円を下らない。

エ 弁護士費用

原告は、被告の行為により、原告代理人に依頼し、本件訴訟の提起を余儀なくされたから、原告が負担する弁護士費用のうち、少なくとも100万円は被告の行為と相当因果関係のある損害である。

（被告の主張）

ア 否認ないし争う。原告各イラスト類には著作物性がない以上、そもそも損害は発生していない。

イ 逸失利益について

仮に、被告に著作権侵害が認められるとしても、著作権法114条2項の推定が及ぶのは損害額であり、損害の発生（及び行為との因果関係）にまで推定は及ばない。本件では、被告各商品はいずれも消臭に関する商材であり、商品の訴求力はあくまでも商品が持つ成分の種類や効能といった商品内容や商品自体の価格が主たるものであり、商品の広告表現や広告文言が商品の売り上げを左右する重要な要素とはいえず、その広告表現の類似性をもって、

原告主張の損害額（商品の売り上げ分）と被告の著作権侵害の行為との関係に因果関係を認めることは困難である。また、商品が競合したとしても、原告の商品も併せて買う可能性はこの種のコンプレックス商品ではよくあることであるし、原告商品は、足用のデオドラントクリームであり、被告商品1は靴用のデオドラントパウダーであり、被告商品2は足用のデオドラントクリームであって、被告商品1は、そもそも商品の対象が「足」か「靴」という点で異なり、商品の特質も「クリーム」と「パウダー」という点で異なっており、商品間の競合がないから、被告各商品の売り上げの利益全てが原告の損害とは当然いえない。

原告側の売上金額への影響や減少については原告から具体的な主張はなく、被告各商品発売による原告商品の売り上げへの影響は不明である。損害の算定根拠となっている被告各商品の利益率80%という主張の根拠は明確ではない。

ウ 慰謝料について

原告は、同一性侵害による慰謝料が100万円である旨主張するが、100万円という金額の根拠は具体的ではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（原告各イラスト類の著作物性）について

(1) 著作権法上の保護の対象となる著作物は、思想又は感情を創作的に表現したものでなければならないが（著作権法2条1項1号）、ここでいう創作的な表現とは、厳密な意味において作成者の独創性が発揮されたものであることまでは必要ではなく、作成者の何らかの個性が発揮されたものであれば足りると解される一方、アイデアなど表現それ自体でないもの又はありふれた表現など表現上の創作性がないものには、同法による保護は及ばないと解される。

(2) 原告イラスト類 No. 1 について

ア 原告イラスト類 No. 1 は次のような内容である。①線画で描かれて内部が

見える状態の靴のアップー及びソールの横断面図内に裸足の足の側面図が描かれている。②足の側面図に、汗を表す10滴の青色の水滴が上下左右一定間隔ではなくランダムな位置に配置されて描かれている。③足の側面図の下に、蒸れて剥がれた角質を表す6つの弧線が、足先下に3つ、土踏まず付近下に1つ、踵下に2つ描かれ、この角質のイラストに「蒸れて剥がれた角質」との説明文が付されている。④足の側面図に、菌を表す5つのイラストが描かれ、これらの菌はいずれも全体が球形、黒色で、表面が細かい棘で囲まれていて顔（白色で描かれた直線状の目と口）があり、大小二種類の大きさがある、足先側から、小さい菌、大きい菌、大きい菌、小さい菌、大きい菌の順で配置されている。⑤足から生じる臭いを表す波線が靴内で足から立ち上るように描かれ、その傍に「ムレムレ」との擬態語が記載されている。⑥背景色が灰色である。

イ 足の臭いを抑える消臭商品の説明の一環として、靴を履いた足の靴内の状態をイラスト化する場合、内部が見える状態の靴の横断面図内に裸足の足の側面図を描き、足の図付近に、菌、汗、剥がれた角質及び臭いを描くこと自体はありふれた表現といえ（乙1ないし4）、背景が灰色であることや蒸れていることを「ムレムレ」と表現することもありふれた表現といえる。もっとも、菌・汗・角質・臭いそれぞれをどのように描くか、また、これらをどのような位置関係で組み合わせて描くかについては作成者に選択の幅があると考えられるところ、原告イラスト類 No. 1 は、足の側面図に、汗を表す10滴の青色の水滴が上下左右一定間隔ではなくランダムな位置に配置されて描かれ（前記ア②）、足の側面図の下に、蒸れて剥がれた角質を表す6つの弧線が、足先下に3つ、土踏まず辺り下に1つ、踵下に2つ描かれ（前記ア③）、足の側面図に、菌を表す5つのイラストが描かれ、これらの菌はいずれも全体が球形、黒色で、表面が細かい棘で囲まれていて顔（白色で描かれた直線状の目と口）があり、大小二種類の大きさがある、足先側から、

小さい菌、大きい菌、大きい菌、小さい菌、大きい菌の順で配置され（前記ア④）、足から生じる臭いを表す波線が靴内で足から立ち上るように描かれていること（前記ア⑤）で、汗の発生、角質の剥落、菌の増殖・活動、臭いの発生という現象の進行、動きを感じさせるとともに、菌の表現については、一目でいわゆる悪玉菌であることが分かるような表現の工夫がされているといえる。そうすると、原告イラスト類 No. 1 は、一部の表現につき描き方に選択肢がある中で、作成者の個性が発揮されたということができ、創作性が認められ、著作物に当たると認められる。

(3) 原告イラスト類 No. 2 について

ア 原告イラスト類 No. 2 は次のような内容である。①原告イラスト類 No. 1 と同じイラストの上方に、青色の太字で、警告マーク（三角形の中に「！」が記載されたマーク）が描かれ、続けて「約 10 分で靴の中は湿度 100 % になります」との文言が記載されている。②原告イラスト類 No. 1 と同じイラストの下方に、「靴の中は密閉状態の上、化学繊維素材の靴下やストッキングは汗をほとんど吸収しません。そのため足が蒸れやすく、垢が出やすいのでニオイの原因である悪玉菌が増殖・活動しやすい環境なのです。」との文言が記載されており、その一部は青色の太字、他の一部は黒色の太字で記載されている。③背景色が灰色である。

イ 原告イラスト類 No. 2 のイラストの上方の警告マークと文言（前記ア①）については、警告マークは、色は違うが自動車の警告灯と共通するデザインであって、ありふれた表現であり（乙 5）、また、文言は事実を述べたものに過ぎない。上記イラストの下方の文言（前記ア②）についても、事実を述べたものに過ぎず、一部を太字にしていることについても、強調したい部分がある場合に太字表記することはありふれた表現である。背景が灰色であること（前記ア③）もありふれた表現である。したがって、個性の発揮があるとはいえない。また、原告イラスト類 No. 2 のうち、原告イラスト類 No. 1

と同じのイラスト部分と上記各文言は、同じ画面に配置されているが、配置に特に工夫といえるものはなく、また、イラストと文言に不可分一体性は認められない。

そうすると、原告イラスト類 No. 2のうち、原告イラスト類 No. 1と同じイラスト部分には前記(2)のとおり創作性があり著作物に当たるといえるが、文言部分には創作性は認められず、著作物に当たるとは認められない。

(4) 原告イラスト類 No. 3について

ア 原告イラスト類 No. 3は次のような内容である。①右側上段に原告商品の画像が掲載されている。②原告商品画像の左側に「足の激臭には」「4つの機能がある」「クリームが必要です」「防臭、汗対策、雑菌、角質ケア」「を網羅した」「足環境を整えるクリーム」との文言が6行に改行されて記載されており、1行目から3行までは、1行目がフォントサイズ最大で、徐々にフォントサイズを小さくし、「足の激臭」は黒字の太字、「4つの機能がある」は、青色に白色のグラデーションが施された太字、「防臭、汗対策、雑菌、角質ケア」は青色に白色でグラデーションを施した長方形の枠内において白抜きした文字、「足環境を整えるクリーム」は赤字で記載されている。③上記②の文言の背景に足底のイラストが透かしで描かれている。④上記②の文言の下に左側に原告商品のリピート率を表したメダル状のイラストが描かれている。⑤上記④のイラストの右側に原告商品の商品名が記載されている。

イ 原告イラスト類 No. 3を構成する前記ア①ないし⑤の要素（商品画像、商品の説明文言、リピート率を書いたメダル状のイラスト、商品の説明文言の背景の透かしイラスト、商品名）のうち、商品画像の掲載（前記ア①）、商品名の記載（前記ア⑤）に創作性がないことは明らかである。商品の説明文言（前記ア②）についても、文言の内容自体は単に商品の説明をしたもので創作性はなく、強調のために太字や文字色にグラデーションを使うことはありふれた表現であり、配色についても強調のために赤色を使ったり、デオドラ

ント商品の広告に清潔感をイメージさせる青色や白色を用いたりすることもありふれた表現に過ぎず、背景に商品に関連するイラストが描かれている（前記ア③）というのもありふれた表現に過ぎない。また、リピート率をメダル状のもので表現すること（前記ア④）も通信販売事業ではよくあるものであり、ありふれた表現に過ぎないというべきである。また、各構成要素の配置についても特段個性といえるものは見当たらない。

そうすると、原告イラスト類 No. 3 には創作性は認められず、著作物に当たるとは認められない。

2 争点(2) (被告各イラスト類の作成による原告各イラスト類の著作権・著作者人格権侵害の不法行為の成否) について

- (1) 複製とは、既存の著作物に依拠し、これと同一のものを作成し、または、具体的表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想又は感情を創作的に表現することなく、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるものを作成する行為をいうと解される。

また、翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接するものが既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいうと解される。

そして、著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから、既存の著作物に依拠して作成または創作された著作物が、思想、感情もしくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には、複製にも翻案にも当たらないというべきである。

そこで、これらを踏まえて、被告イラスト類 No. 1 及び No. 2 が複製ないし

翻案に当たるか否かについて、以下検討する（被告イラスト類 No. 3 及び No. 4 については、前記 1 のとおり、原告イラスト類 No. 3 が著作物に当たらないので、検討を要しない。）。

- (2) 原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 は、①線画で描かれて内部が見える状態の靴のアッパー及びソールの横断面図内に裸足の足の側面図が描かれている点、②足の側面図に、汗を表す 10 滴の青色の水滴が上下左右一定間隔ではなくランダムな位置で、かつ、原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 とで同じ位置（足の側面図との関係で同じ位置）に配置され、同じ大きさ（足の側面図との関係で同じ大きさ）で描かれている点、③足の側面図の下に、蒸れて剥がれた角質を表す 6 つの弧線が、原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 とで同じ位置に、同じ大きさ・形状で、足先下に 3 つ、土踏まず付近下に 1 つ、踵下に 2 つ描かれ、この角質のイラストに「蒸れて剥がれた角質」との説明文が付されている点、④足の側面図に、菌を表す 5 つのイラストが描かれ、これらの菌はいずれも全体が球形で、表面が棘で囲まれていて顔（目と口）があり、大小二種類の大きさがある点、原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 とで同じ位置に、ほぼ大きさで、足先側から、小さい菌、大きい菌、大きい菌、小さい菌、大きい菌の順で配置されている点、⑤背景色が灰色である点で共通していること、一方、相違する点としては、⑥原告イラスト類 No. 1 では、汗の色が濃いめの青色であり、水滴の縁がはっきりしているのに対し、被告イラスト類 No. 1 の方は、汗の水滴の青色の色味がややくすんでおり、水滴の縁がぼかしが掛かったような表現になっている点、⑦原告イラスト類 No. 1 では、菌が黒色で、表面の棘が細かく、顔の目と口は直線状で無表情であり、触覚や手はないのに対し、被告イラスト類 No. 1 の方は、菌の色が濃い紫色で、表面の棘が荒く、顔の目と口は目尻と口角が上がっていて笑っている表情に見え、触覚と短い腕様のものがあって三叉の矛を持っている点、⑧足から立ち上る臭いが、原告イラスト類 No. 1 では靴内で足から立ち上る 7

本の波線と「ムレムレ」との文言で表現されているのに対し、被告イラスト類 No. 1 では足から靴外まで立ち上って渦を巻いた大小二つの黄土色の渦巻で表現されている点が相違していることが認められる。

(3) 著作権（複製権、翻案権）侵害の有無

5 ア 前記 1(2)イのとおり、原告イラスト類 No. 1 が、靴を履いた足の靴内の状態として、内部が見える状態の靴の横断面図内に裸足の足の側面図を描き、足の図付近に、菌、汗、剥がれた角質及び臭いを描いていること自体はあり
10 ふれた表現であるが、菌・汗・角質・臭いそれぞれをどのように描くか、また、これらをどのような位置関係で組み合わせて描くかについては創作性が認められるところ、上記(2)②、③、④のとおり、原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 とで、汗の水滴の大きさや位置関係、剥がれた角質の大きさ・形状や位置関係、説明文、菌の全体の形状、大きさ、配置が同じであることであることからすれば、上記(2)⑥、⑦、⑧の相違があることを考慮しても、被告イラスト類 No. 1 は、原告イラスト類 No. 1 の表現上の創作性がある部分の本質的な特徴部分を直接感得し得るものであるということが
15 できる。

また、原告イラスト類 No. 1 と被告イラスト類 No. 1 の間には、上記(2)①ないし⑤の共通点があること、前記前提事実(2)(3)のとおり、原告各イラスト類は、平成 30 年 8 月 30 日には、原告のホームページ等に掲載されて原告
20 商品のインターネット広告に使用されていたのに対し、被告各商品の販売開始及び被告各イラスト類の被告各商品のインターネットの商品ページへの掲載は令和 3 年 2 月 3 日以降であること、証拠（甲 4 の 2）によれば、原告商品は、令和 2 年 10 月 8 日時点で楽天市場における楽天ランキング 1 位を獲得したことがあったこと、前記 1(4)のとおり、原告イラスト類 No. 3 については創作性が認められず、著作物とは認められないものの、原告イラスト
25 類 No. 3 と被告イラスト類 No. 3 及び No. 4 にも共通点がある（右側上段に

商品の画像が掲載されている点、その左側に6行に改行されて商品紹介文言が記載され、2行目文言は、青色に白色のグラデーションが施された太字、4行目文言は青色に白色でグラデーションを施した長方形の枠内において白抜きした文字、4行目の一部の文言が赤字で記載されている点、商品文言の背景に足底のイラストが透かしで描かれている点、商品文言の左下に商品のリピート率を表したメダル状のイラストが記載されている点)ことが認められ、これらの事実を照らせば、被告イラスト類 No. 1 は、原告イラスト類 No. 1 に依拠して作成されたと推認できる。

したがって、被告イラスト類 No. 1 を作成し、これを amazon.co.jp の被告各商品の商品ページに掲載し、被告各商品のインターネット広告に使用した行為は、原告イラスト類 No. 1 について原告が有する複製権又は翻案権を侵害したものであると認められる。

イ また、被告イラスト類 No. 2 のうち被告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分については、上記アと同様の理由により、原告イラスト類 No. 1 及び原告イラスト類 No. 2 のうち原告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分について原告が有する複製権又は翻案権を侵害したものと認められる。

(4) 著作者人格権（同一性保持権）侵害の有無

被告は、被告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 2 のうち被告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分を作成するに当たり、原告イラスト類 No. 1 及び原告イラスト類 No. 2 のうち原告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分に、前記(2)⑥、⑦、⑧の相違点に係る改変を加えたものと認められ、原告の原告イラスト類 No. 1 及び原告イラスト類 No. 2 のうち原告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分についての同一性保持権を侵害したと認められる。

3 争点(3)（差止及びデータ削除請求の可否）について

前記前提事実(3)のとおり、被告は、被告各商品の販売に際して、被告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 2 のうち被告イラスト類 No. 1 と同じイラスト

部分を作成して、被告各商品の発売日から現在に至るまでamazon.co.jpの被告各商品の商品ページに掲載し、被告各商品のインターネット広告に使用しており、原告イラスト類 No. 1 及び原告イラスト類 No. 2のうち原告イラスト類 No. 1 と同じイラスト部分の著作権人格権が現に侵害されていると認められるから、原告は、被告に対して、被告イラスト類 No. 1 及び No. 2の複製、翻案、自動公衆送信及び送信可能化の差止め並びに被告イラスト類 No. 1 及び No. 2に関する画像データを記録した記録媒体からの当該データの削除を請求できると認められる（なお、前記2(4)のとおり、被告イラスト類 No. 2については、原告の著作権人格権を侵害するのは被告イラスト類 No. 2のうち被告イラスト類 No. 1と同じイラスト部分であるが、画像データ上、イラスト部分だけを独立して差止め及び削除することの可否が明らかではないから、差止め及び削除の対象としては被告イラスト類 No. 2全体とするのが相当である。）。

4 争点(4) (著作権・著作権人格権侵害による原告の損害) について

(1) 逸失利益

原告は、原告と被告が、靴を履いた足の臭いに悩む消費者を顧客層とする原告商品と被告各商品を販売する競合する関係にあり、被告が、被告各イラスト類を広告に利用して、原告商品の広告である原告各イラスト類に対する著作権侵害行為を行うことで、被告各イラスト類を見た原告商品の購入者又は潜在的購入者の一部をして被告各商品を購入せしめ、原告商品の売り上げが減少することが想定できるから、著作権法114条2項により、被告各商品の売上げは、被告の著作権侵害行為により生じた原告の原告商品の売上の減少による損害と推定される旨主張する。

同項は、著作権侵害行為によって得た利益をもって著作権者が受けた損害額と推定するにとどまり、損害の発生自体を推定するものとは解されない。そして、原告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 1 は、キャラクターのイラストなどとは異なり、それ自体で顧客への訴求力を有するものとは認められな

い。また、原告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 1 は、商品説明のためのイラストであるが、商品の効能や商品の魅力そのものを描いたものではなく、商品が必要とされる前提となる負の状況（靴内で発汗して臭いの原因菌が増殖・活動している状態）を描いたイラストであり、この観点からも原告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 1 が、顧客への訴求に有意な影響を及ぼすとは認め難い。そうすると、被告が、被告イラスト類 No. 1 を作成して被告各商品のインターネット広告に使用した行為により、原告における原告商品の売上が減少したとの関係を認め難いから、得べかりし販売利益喪失による原告の損害の発生は認められず、したがって、同項を適用する余地はないと解するのが相当である。よって、原告の逸失利益の主張は理由がない。

(2) 使用料相当損害金

原告は、著作権法 114 条 3 項に基づく使用料相当損害金（著作権の行使につき受けるべき金銭の額）として、原告各イラスト類の使用料相当額（単価）は 3 万円である旨主張する。前記前提事実(2)によれば、原告は、原告イラスト類 No. 1 及び原告イラスト類 No. 2 のうち原告イラスト類 No. 1 のイラスト部分を足用デオドラントクリームである原告商品の通販ホームページにおける広告のために作成したこと、被告は、被告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 2 のうち被告イラスト類 No. 1 のイラスト部分を、靴用デオドラントパウダー及び足のデオドラントクリームである被告各商品の通販ホームページにおける広告に利用したこと、前記前提事実(3)によれば、被告が被告イラスト類 No. 1 及び被告イラスト類 No. 2 のうち被告イラスト類 No. 1 のイラスト部分を被告各商品のインターネット広告に 2 年程度使用していること、証拠（甲 8、9）によれば、日本イラストレーター協会が公表している広告イラストの料金相場を目安は、ウェブトップページのメインビジュアルで、線画にベタ塗り、線なしベタ塗り等の構成などシンプルなイラストで 3 万円からであることが認められる。これらの事実によれば、原告に生じた使用料相当損害金は

円（ 円× 点）と認めるのが相当である。

(3) 慰謝料

原告は、被告の行為により、同一性保持権を侵害され、人格的利益を害された旨主張する。原告は法人であることから、慰謝料請求権の発生を観念することは困難というべきであるが、法人についても信用毀損等による無形の損害の発生は観念されるところ、原告は同一性保持権侵害による無形的損害の賠償を請求しているものと解し得る。そして、本件における同一性保持権の侵害が問題となる被告の改変の内容及び程度、本件訴訟に現れたその他一切の事情を総合的に勘案すれば、同一性保持権の侵害によって原告に生じた無形的損害に係る損害額は 円と認めるのが相当である。

(4) 弁護士費用

本件事案の難易、請求額及び認容額等の諸般の事情を考慮すると、被告の侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は 円と認めるのが相当である。

(5) 損害合計額

上記(1)ないし(4)によれば、損害額の合計は 円である。

5 まとめ

以上によれば、原告は、被告に対し、被告イラスト類 No. 1 及び No. 2 の複製、翻案、自動公衆送信又は送信可能化の差止及び被告イラスト類 No. 1 及び No. 2 に関する画像データを記録した記録媒体から当該データの削除、不法行為に基づく損害賠償金 円及びこれに対する訴状送達日の翌日からの遅延損害金の支払いの各請求権を有すると認められる。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文の限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁判官

新海寿加子

新 海 寿 加 子